

《 居 宅 介 護 支 援 》

重 要 事 項 說 明 書

下 郷 町 居 宅 介 護 支 援 事 業 所

社会福祉法人 下郷町社会福祉協議会

居宅介護支援重要事項説明書

〈令和6年4月1日現在〉

1 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正にかつ公正中立に居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

2 事業所の概要

(1) 事業者の介護保険指定番号及び居宅サービスの提供地域等

事業者名	社会福祉法人 下郷町社会福祉協議会
事業所名	下郷町居宅介護支援事業所
所在地	下郷町大字湯野上字杉ノ内乙548番地
介護保険事業所番号	0772300042 (福島県指令高 2114-260号)
指定年月日	平成12年4月1日
居宅サービスを提供する地域	下郷町内一円

(2) 事業所の従業者体制

職種	常勤	業務内容
管理者兼介護支援専門員	1名	事業所の管理・運営全般・支援業務
介護支援専門員	2名	居宅介護支援業務

(3) 営業日及び営業時間

営業日	平日
営業時間	午前8時15分から午後5時まで

*土曜日、日曜日、その他の休日は、休業日です。

*その他の休日とは、国民の祝日及び12月29日から1月3日までをいいます。

(4) 緊急の連絡先 電話番号 69-5111

3 サービスの内容

- ①居宅サービス計画の作成
- ②居宅サービス事業者との連絡・調整
- ③サービス実施状況の評価
- ④利用者状態の把握
- ⑤給付管理
- ⑥要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦相談業務

4 利用料金

(1) 基本料金

要介護認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

*介護保険料の滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて下記の金額（1カ月当たり）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、このサービス提供証明書を下郷町役場の担当課に提出することで全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費

要介護度区分 取扱件数	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 12,490円	居宅介護支援費Ⅰ 16,230円
〃 45人以上60人未満の場合（45人目から該当）	居宅介護支援費Ⅱ 6,260円	居宅介護支援費Ⅱ 8,100円
〃 60人以上の場合（60人目から該当）	居宅介護支援費Ⅲ 3,750円	居宅介護支援費Ⅲ 4,850円

○介護報酬告示額に、特別地域加算15%をかけて計算した1ヶ月当たりの金額です。

(2) 加算料金等

初回加算 1回につき3,000円

入院時情報連携加算 (Ⅰ) 2,500円（入院した日に情報提供）

(Ⅱ) 2,000円（入院した日の翌日又は翌々日に情報提供）

退院・退所加算

カンファレンス回数	カンファレンス参加無し	カンファレンス参加有り
1回	4,500円	6,000円
2回	6,000円	7,500円
3回	×	9,000円

緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000円（1月に2回まで）

ターミナルケアマネジメント加算 4,000円（1月につき1回）

通院時情報連携加算 500円（1月につき1回）

5 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

6 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、町、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

7 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき従業者等の訓練を行います。

9 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため、保護規定により従業者教育を行います。

10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり、必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待に関する責任者 管理者 荒井梢

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 当事業所従業者または居宅サービス事業者または擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

11 ハラスメント行為への対応

事業者は介護支援専門員の働きやすい環境づくりを推進しています。介護支援専門員はその仕事内容の特性上（限られた空間でサービス提供を行う）第三者には見えづらく、様々なハラスメントが起きやすい状況に置かれます。サービス提供時に、利用者又はその擁護者よりセクシャルハラスメントやパワーハラスメント等を受けた際には、サービスの提供を終了させていただく場合があります。

また、当該介護支援専門員から、利用者もしくはその擁護者に対してセクシャルハラスメントやパワーハラスメント等の行為があった場合には、事業所へその旨をご報告いただいたうえで、適切に対応いたします。

12 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

*当事業所の利用者の相談・苦情担当

下郷町居宅介護支援事業所（社会福祉法人下郷町社会福祉協議会内）

ご利用時間：月～金曜日 8時15分～17時

窓口担当者：介護支援専門員 荒井 梢

ご利用方法：来所、電話（0241-69-5111）

*公的機関においても、次の機関において苦情申し立てができます。

・下郷町役場健康福祉課福祉係

住所 南会津郡下郷町大字塩生字大石1, 000番地

電話番号 0241-69-1199 FAX 0241-69-1134

受付時間 8時30分～17時（土日、祝日を除く）

・福島県運営適正化委員会

住所 福島市渡利字七社宮111（福島県総合社会福祉センター内）

電話番号 024-523-2943

FAX 024-523-2943（FAXは24時間受付）

受付時間 9時～17時（土日、祝日を除く）

・苦情処理第三者委員（公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。）

氏名 渡部 利男

住所 下郷町大字戸赤字林下138番地

電話番号 0241-67-2933

氏名 黒森 正敬
住所 下郷町大字高隣字居平甲661番地
電話番号 0241-68-2042

氏名 星 美江
住所 下郷町大字弥五島字和貢居村2317番地1
電話番号 0241-67-4050

1.3 損害賠償について

事業者の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様といたします。ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

1.4 指定居宅サービス事業者等の紹介等

ご利用者様は、居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業者等について、複数の事業者等の紹介を求めることができます。また、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由についても説明を求めることができます。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 福島県南会津郡下郷町大字湯野上字杉ノ内乙548番地
事業所名 下郷町居宅介護支援事業所
管理者名 荒井 梢 印
説明者 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定居宅介護支援について重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住所 下郷町大字 字 番地
氏名 印
代筆者氏名 印 (続柄)

<利用者代理人(選任した場合)>

住所
氏名 印 (続柄)